

## よくある質問 (Q&A)

### 授業料免除申請について

Q：自分が授業料免除申請をする資格があるかどうかわかりません。

A：「授業料免除等申請のしおり」を開き、申請要項の「1. 申請資格」をご覧ください。  
また、免除対象者となるためには、**家計と学力**の基準を**両方**満たす必要があります。  
これについては、「選考基準」に詳細が記されていますので、参照してください。

Q：授業料免除を申請したいのですが、どのような書類を提出すればよいですか？

A：「授業料免除等申請のしおり」の**提出書類一覧**にまとめて記載していますので、参照してください。（全員提出する書類と該当者のみ提出する書類があります）

Q：授業料免除申請の結果が不許可となった理由を知りたい。

A：希望があれば申請者本人に学生生活課窓口にてお伝えします。電話でのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

Q：提出した書類が誰に見られているか気になります。

A：申請時に提出された書類そのものは、通常、申請を受付けて書類の精査及び家計の数値化作業を行う学生生活課員以外の目に触れることはありません。

授業料免除申請の結果決定は、学生委員会の議を経て学長が行いますが、審議には学籍番号・学年・世帯人員・家計を数値化したもの・学力判定・免除判定のみが記載されたリストを使用します。

また、申請者名簿（結果が出るまで授業料の徴収を猶予するため）と、免除決定者名簿（結果発表後に授業料債権を消滅または減額し、徴収するため）を本学の収入担当に提出しています。

いずれも授業料免除の用途以外に使用することはありません。

ただし、提出書類や申請内容に重大な瑕疵または虚偽があった場合は別に取り扱うこととなります。

### 提出書類について

Q：日本人学生用授業料免除申請書（P10）の保証人は誰にすればいいのですか？

A：原則は学資負担者ですので、通常は**父（または母）**ということになります。父母がいない場合は、入学手続き時に届け出た保証人にしてください。

Q：収入はどこまで入れればいいのかわかりません。

A：受け取っているものは所得証明書に記載されていなくても**全て**記載してください。

例えば、年金であれば公的年金だけではなく、遺族年金・障害者年金など非課税のものも記載してください。

Q：市役所で所得証明書が発行できないと言われました。

A：今回必要な平成28年度（平成27年中の収入・所得が記載されたもの）の所得証明書は、平成28年1月1日に在籍していた自治体で発行されます。それ以降に移転された方は、前の住所のある自治体に問い合わせてください。

また、所得の申告がされていない場合は所得証明書が発行されないことがあります。各自治体に問い合わせ、必要に応じて申告を行い、所得証明書または非課税証明書を発行してもらってください。

Q：所得証明書と源泉徴収票（または確定申告書）は両方必要ですか？

A：前期分の申請時には、まだ所得証明書に前年の所得が記載されていないので、**両方必要**です。

後期分の申請時には、所得証明書に前年の所得が記載されていますので、基本的には所得証明書だけで構いません。ただし、所得証明書に記載されていない収入・所得がある場合は源泉徴収票（または確定申告書）も提出してください。また、受付時に求められた場合は指示に従ってください。

Q：大学受験のため浪人して予備校に通っている兄弟姉妹の職業は無職ですか？

A：無職です。（就学者ではありません。）

Q：平成28年度途中で年金等の金額が改定された場合、収入額はどのように書けばいいですか？

A：**改定後の金額を年収換算**した金額を記入してください。

例）改定前：2か月に1回200,000円受給（月額100,000円）

改定後：2か月に1回240,000円受給（月額120,000円）の場合

⇒1,200,000円ではなく1,440,000円と記入してください。

Q：平成28年1月2日以降に就職・転職をした者の収入額はどのように書けばいいですか？

A：収入は年収換算する必要があります。源泉徴収票の金額は勤務期間が1年に満たないため、**年収（見込み）証明書（P17）の金額（年額）**を記入してください。

Q：父の勤務先や勤務形態は変わりませんが、今年の4月1日からの給与が減額されることが決まっています。この場合も前年の収入で審査されるのでしょうか？

A：減額後の年収について、勤務先から**年収（見込み）証明書（P17）**に証明してもらえれば、減額後の額で算定します。ただし、4月2日以降からの減額の場合は、今回の申請では加味しません。

Q：申請に必要な書類に不足があることに気づきました。どうすればいいですか？

A：原則として、不足書類がある場合は受付できませんが、受付日までに発行されない書類がある場合は受付時に申し出てください。

不足書類がある場合は、申請理由と家庭の状況と証明書類に相違がないか確認できないため受付をしません。受付期間中に書類を揃えてからの再申請となりますので、早めに必要書類を取り寄せてください。